

約款改訂履歴

変更日付: 2025年4月21日

約款種類:ミライインターネットサービス契約約款

区分:改訂

■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前	備考欄
<p>第1条～第10条 省略</p> <p><u>第11条(検査)</u> 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービスの契約者に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本サービスの契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p><u>第12条(注意喚起)</u> 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第13条～第15条 省略</p> <p><u>第16条(提供の停止)</u> 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。 (1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき (2) 本約款に違反したとき (3) 申込、変更等の本サービスに係わる手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき (4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法に本サービスを利用したとき (5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき (6) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>第11条～第13条 省略</p> <p><u>第14条(提供の停止)</u> 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。 (1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき (2) 本約款に違反したとき (3) 申込、変更等の本サービスに係わる手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき (4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法に本サービスを利用したとき (5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

<p><u>又その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。</u></p> <p>(7) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき</p> <p>2. 当社は、前項(2)～(7)の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な経費については、最大で110,000円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第17条 (当社が行う解約) 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>(1) <u>第16条</u>の1項の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき</p> <p>(2) <u>第16条</u>の1項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき</p> <p>第18条～第28条 省略</p> <p>(別表1)本サービスの種類とその内容</p> <p>(1) インターネット接続サービス 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線もしくはNTT西日本・東日本が提供するフレッツ回線を使用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。</p> <p>フレッツ接続サービス:フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、フレッツ光、<u>クロスパス</u> (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(6) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき</p> <p>2. 当社は、前項(2)～(5)の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な経費については、最大で110,000円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第15条 (当社が行う解約) 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>(1) <u>第14条</u>の1項の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき</p> <p>(2) <u>第14条</u>の1項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき</p> <p>第16条～第26条 省略</p> <p>(別表1)本サービスの種類とその内容</p> <p>(1) インターネット接続サービス 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線もしくはNTT西日本・東日本が提供するフレッツ回線を使用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。 <u>ダイヤルアップ IP 接続サービス:ISDN 回線、アナログ回線</u></p> <p>フレッツ接続サービス:フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、フレッツ光 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p>
---	--	---